

新たな雇用対策について

平成20年12月9日
新たな雇用対策に関する
関係閣僚会合

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、倒産件数が10月に5年5か月ぶりの水準を記録する中で有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化しつつある。

このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇い止め・解雇、新卒者の内定取消など、さらに深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。

このような雇用情勢に対応するため、麻生総理大臣の指示の下、与党において「新たな雇用対策に関する提言」（平成20年12月5日、与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム）がとりまとめられた。

政府としても、同提言を踏まえつつ、離職者の住宅の確保も含め、年内に実施できる施策を早急に実施するとともに、今後の2次補正予算及び平成21年度予算の編成等に取り組み、政府が一体となって必要な施策を実施するものとする。

なお、今後3年間実施していく事業については、雇用状況等を踏まえつつ、各年度の予算編成過程において適切に対処するとともに、雇用保険の国庫負担の在り方については、今後、平成21年度予算編成過程において検討する。

新たな雇用対策に関する提言

平成 20 年 12 月 5 日（金）
与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム

米国の金融危機に端を発する経済危機は瞬く間に世界を覆い、我が国においても、倒産件数は 5 年 5 か月ぶりの水準、株価もバブル崩壊後の最安値を更新するなど、まさに「100 年に 1 度の世界恐慌の入口」ともいうべき様相を呈している。

我が国においては、この 10 年間でいわゆる非正規労働者比率が 10 ポイント上昇し 1 / 3 を超えるなど、非正規労働者は大幅に増加しているが、現下の厳しい経済状況の中で、企業は非正規労働者を「雇用の調整弁」として解雇、雇止め等を行う動きを急速に強めている。この状況を放置すると、雇用失業情勢は過去最悪の 5.5% の水準を上回り、100 万人を超える失業者が新たに発生する恐れがある。

我々は、このような危機意識を持った上で、雇用創出のための産業政策、公共投資をはじめ国の各般の施策を総動員しなければならない。まず、財政出動、政策減税による需要喚起を行い雇用を創出することが求められている。また、新たな成長への道を切り拓いていくという国家的なビジョンに立ち、新たな産業分野の開拓が必要である。さらに、離職を余儀なくされる労働者を、今後労働需要が見込まれるが人手不足状態にある医療・福祉分野に吸収することなどでミスマッチを解消していくこととする。

このような需要喚起等による雇用創出を行った上で、雇用のセーフティネットの万全を期すため、非正規労働者をはじめとした社会的弱者の雇用の下支えを行いつつ、雇用保険制度についても適用拡大や給付改善等の機能の大幅な強化を行っていく必要がある。

今般、麻生総理より、

- ①非正規労働者をはじめとする労働者の雇用の維持
- ②雇用を失った労働者に対する再就職支援
- ③新卒者への内定取消問題への対応

を中心に雇用の安定に向けた更なる対策について報告するよう指示を受けたところであり、我々は、100 万人を超える雇用の下支えを実施すべく、別添のとおり、対策を取りまとめた。政府においては、予算措置や次期通常国会への改正法案の提出を含め、すみやかな政策実現を求めるものである。

なお、雇用対策の実施に当たっては、総合的な経済対策や金融対策の確実な実施が不可欠であり、あわせて社会保障政策、産業政策、中小企業政策、教育政策、地域政策、少子化対策の拡充・強化がなされることを求めるものである。

現下の厳しい経済状況や雇用失業情勢を踏まえると、雇用の安定に向けた対策を今後3年間実施していくため、雇用保険2事業で1兆円規模、一般財源で1兆円規模、総計2兆円規模の予算を確保するものとする。当面、二次補正及び来年度予算での対応として、以下の対策（雇用保険2事業では3年間で総額1兆円規模、一般財源は二次補正で1500億円）を講じ、雇用創出のための基金額としては過去最大の4000億円を措置すること等により、生活対策による60万人に加え、80万人分の雇用下支え強化を行い、『140万人の雇用下支え』を図ることとし、一般財源の残り8500億円は、雇用失業情勢等を踏まえ適時適切に支出を行うこととする。

1. 雇用維持対策（雇止め対策を含む）

派遣労働者等の雇止め・解雇や新規学卒者の採用内定取消しの問題を踏まえ、非正規労働者の雇用維持、派遣労働者の直接雇用の促進、中途解約の防止や再就職についての指導、相談等の対策を抜本的に強化し、企業の雇用維持支援に万全を期す。

① 雇用調整助成金等の特例措置の実施

派遣労働者や期間工等継続雇用期間が6月未満の雇用保険の被保険者等（新規学卒者を含む。）についても、企業が教育訓練・出向・休業を行い雇用の維持を図ることを支援する雇用調整助成金（生活対策により賃金、休業手当の2／3支給）及び中小企業緊急雇用安定助成金（補正により同4／5支給）の対象者に特例的に追加し、非正規労働者の雇用維持を図る企業を強力的に支援する。

② 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援

派遣先事業主が派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れる場合には、派遣先事業主に対し、労働者1人あたり例えば100万円（有期雇用の場合50万円）（大企業は半額）を支給することにより、派遣労働者の直接雇用を強力的に推進する。

③ 請負事業の適正化の推進

労働者派遣事業に該当するか請負事業に該当するかの判断のための派遣と請負の区分基準のあてはめを明確化し、請負事業の適正化を図る。

④ 労働者派遣契約の中途解除に対する指導の強化

派遣元・派遣先が講ずべき措置に関する指針に基づき、労働者派遣契約の解除に対する指導を徹底する。

⑤ 解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等

解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払等の事案への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等労働条件問題に係る相談を強化する。

⑥ 中小企業再生支援の強化等

事業の継続・再生を通じて中小・小規模企業の雇用を維持するため、中小企業再生支援協議会をサポートする弁護士をはじめとした再生専門家を増強するとともに、支援対象企業が事業譲渡等を行う際の許認可の承継に必要な法的措置の整備の検討等を行う。

2. 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む）

雇用保険のセーフティネット機能の強化、地域の実情に応じた雇用機会の開発、派遣労働者等へのワンストップによるきめ細かな相談・援助、住宅の確保、職業訓練の拡充等の対策を強化し、円滑な再就職を促進する。

① 雇用保険制度の機能強化

非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能の強化を重点に、以下のような雇用保険制度の見直しを行う。雇用保険の国庫負担については、雇用対策に政府が責任を担うべきであることから、その廃止・削減を行うべきでない。

- 1) 非正規労働者に関する適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大する。
- 2) 契約更新がされなかった有期契約労働者の受給資格要件（現行1年）を6か月に緩和し、6か月以上1年未満で雇止めされた労働者も給付の対象とするとともに、特例的に給付日数を解雇等の離職者並みに充実する。
- 3) 年齢、地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長する。
- 4) 安定した再就職へのインセンティブ強化のため、早期に再就職した場合に支給される再就職手当等について特例的に給付率を引き上げるとともに、一部受給要件を撤廃する。
- 5) 育児休業給付の暫定措置（給付率50%と10%引き上げ）を継続するとともに、全額を休業期間中に支給する。
- 6) 失業給付受給中に職業訓練を受講する者に対する手当を引上げる。

② ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）の拡充等

地域において安定的雇用機会の創出を図る「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」（生活対策で2500億円）について速やかに実施するとともに、雇用情勢、事業実施状況を踏まえ必要な予算額を積み増す。その際、効果的・効率的に事業を実施している自治体に厚く配分するとともに、事業の実施に当たっては、関係省庁間で協力し合いながら、効果的・効率的な事業実施に努める。さらに、山村境界保全事業等により、雇用の創出を図る。

③ 緊急雇用創出事業（仮称）の創設

都道府県に対する交付金に基づく基金（一般財源で1500億円）を財源として、地方公共団体が、職を失った非正規労働者や中高年齢者を対象に一時的な雇用・就業機会を創出する。なお、雇用情勢の悪化等の状況を踏まえ、本事業の積み増し等を行い、さらに、

必要な施策を講ずるものとする。

④ 国と自治体による総合的就業・生活支援事業の実施

国が実施する職業相談・職業紹介と自治体を実施する求職者向けの総合的な就業・生活支援策を一体的に実施する。(③の事業の活用)

⑤ 中小企業に対する特定求職者雇用開発助成金の拡充等

高齢者、障害者、母子家庭の母等を雇い入れた事業主を支給対象とする特定求職者雇用開発助成金(原則50万円(中小企業60万円))について、中小企業については支給額を拡充する。また、中小企業における各種助成金の利用に係る負担軽減の観点から、相談支援を強化する。

⑥ 派遣労働者等に対する総合的な支援の実施(派遣労働者等雇用安定プログラム(仮称)の推進)

担当者制によるきめ細かな就職支援を「非正規労働者支援センター」等において、全国的に実施するとともに、助成措置、職業訓練、訓練期間中の生活保障、住宅確保対策等の諸制度に係る相談やその活用の支援等を総合的に実施する。

⑦ 住宅・生活支援対策の全国実施

社員寮の退去を余儀なくされた離職者等について、住宅入居初期費用等の貸与を全国で行うほか、廃止決定していない雇用促進住宅を最大限活用する。

⑧ 離職者訓練の実施規模の拡充等

失業者の増大に備え、離職者訓練の訓練定員を大幅に増加する。また、若者が基礎的能力を習得するための訓練等若年者の訓練期間中の生活保障給付を拡充する。さらに、社会人の学び直しの機会等が大学、専修学校等で幅広く提供されるよう取り組む。

⑨ 安定雇用の実現に向けた長期間の訓練の実施

今後雇用の受け皿として期待できる分野(介護分野等)での安定雇用に向け、長期間の訓練を大幅に拡充する。

⑩ 福祉・介護分野における職場体験事業の実施

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供し、人材の参入を促進する。

⑪ ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化

日系人集住地域のハローワークなどにおいて、母国語での相談、情報提供、求人開拓、研修等を実施し、再就職の促進を図る。

⑫ 障害者や母子家庭の母等の就労支援の推進

ハローワークにおいて、今回拡充される特定求職者雇用開発助成金(2⑤参照)を活用するなどして、障害者の就職を促進するとともに、企業に対しても障害者の雇用拡大や特

例子会社の設立などを働きかける。また、マザーズハローワーク事業について、母子家庭の母等の支援機関に出張して行う職業相談、託児付きセミナーの開催により、母子家庭の母等の就職促進を図る。さらに、就職意欲のある母子家庭の母等の自立・生活の向上を図るため、ハローワークと福祉事務所のチーム支援の一層の強化を図る。

⑬ 中小・小規模企業の人材育成・マッチング等の促進

雇用吸収力のある製造業・サービス業等の魅力の周知徹底、ジョブカフェ等による雇用ミスマッチの解消、中小・小規模企業の人材育成等を強化する。

3. 内定取消し対策

採用内定取消しは、本人に大きな打撃と失望を与え、社会全体にも大きな不安を与えるものであり、企業指導の強化、悪質企業名の公表、内定を取り消された者への支援、22年3月卒業予定者に対する就職支援対策の強化を迅速に実施し、新規学卒者の雇用の安定を図る。

① 内定取消しに関する相談、企業指導等の強化（悪質企業名の公表）

ハローワークに特別相談窓口を設置し、学生等に対するきめ細かな就職支援を強化する。また、各大学等と十分に協力しつつ、ハローワークが内定取消し事案を一元的に把握するとともに、内定取消しに関し事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化を図ることにより、企業に対する指導を徹底するほか、特に悪質な場合には公表することとする。

② 内定取消し学生のマッチングの促進

内定取消し学生等について、早期に就職先が決まるよう、これら学生等の採用を希望する企業の情報をネット上で提供する。また、内定を取り消された就職未決定者について、年長フリーター支援のための特別奨励金（年長フリーター等（25～39歳）を対象とした求人枠を設けて正規雇用した事業主等に対して支給）の対象に特例的に追加する。

③ 新卒者の雇用の安定確保

新規学卒者について、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合も雇用調整助成金等の対象となるよう、対象者を特例的に拡大する。（1①参照）

④ 22年3月卒業予定者に対する就職支援の強化

ものづくり企業・中小企業や介護分野等を含め、学生等の職業意欲を喚起しつつ、地域の企業との就職面接会等を拡充する。また、早期の採用選考活動（青田買い）の抑制、新規学卒者の採用枠の拡大について、事業主団体に要請する。